

稚内港北防波堤ドームの老朽化対策を実施します

～北防波堤ドームを末永くご利用いただくために～

6月下旬から12月上旬にかけて、稚内港北防波堤ドームのアーチ部分外側で、老朽化対策のための工事を実施します。

当該工事期間中は、ドーム周辺の一部にバリケードを設置し、立入りを規制します。

なお規制箇所は、ドームの一部のみとなっておりますので、残りの箇所の見学、写真撮影は可能です。

稚内港北防波堤ドームは、北海道遺産及び土木学会選奨土木遺産であり、稚内を代表する観光スポットであるとともに、遊歩道や各種イベント会場として利用されるなど、市民・観光客の皆様に親しまれてきたところです。

この度、稚内港北防波堤ドームを末永くご利用いただくために、6月下旬から12月上旬にかけて、老朽化対策として、アーチ部分外側のコンクリートを修復する下記の工事を実施します。

当該工事期間中は、ドーム周辺の一部にバリケードを設置し、立入りを規制します。

また、立入り規制区間に沿う市道は、4車線から2車線に減線されますので、案内看板に従って通行願います。

なお、プロムナード側から、約25m（規制期間内で変動）については、バリケードの設置、立入り規制は行わない予定ですので、見学、写真撮影は可能となっております。

本件による立入り規制の範囲、バリケード設置後のイメージは別紙のとおりです。

記

- 1 工事名 稚内港北護岸防波改良工事
- 2 規制期間 令和3年6月下旬～令和3年12月上旬

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 稚内開発建設部
稚内港湾事務所 所長 松尾 義雄 (0162-33-2758)
稚内港湾事務所 第1工務課長 河合 淳 (0162-33-2758)
稚内開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/wk/>
稚内開発建設部公式 Twitter アカウント https://twitter.com/mlit_hkd_wk



※バリケード設置期間は予定であり、前後する場合があります。
 ※通行の際は、案内看板及び交通誘導員の指示に従ってください。
 ※土・日曜日は工事を休止します。案内看板に従って、通行願います。

立入規制期間 令和3年 6月下旬から
 令和3年12月上旬まで

北防波堤ドーム補修工事による安全施設設置について

